

公道走行にあたってのチェックポイント

農作業機(ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのもの(けん引タイプではない)であって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のもの)を農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

全てのチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。

✓ チェックその1(灯火器類の確認)

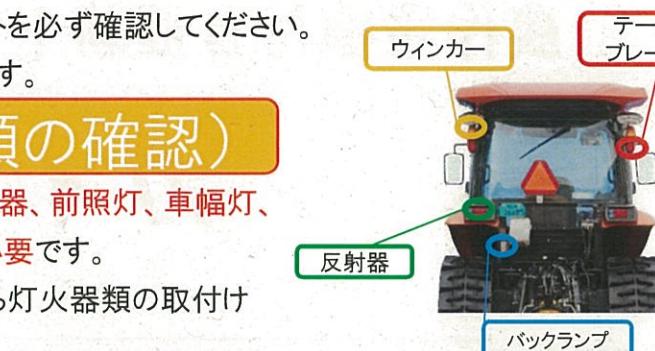
農作業機を装着しても、灯火器類(方向指示器、後部反射器、前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯)が他の交通から確認できることが必要です。

農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。

① 確認できない(見えない)場合に必要な対応

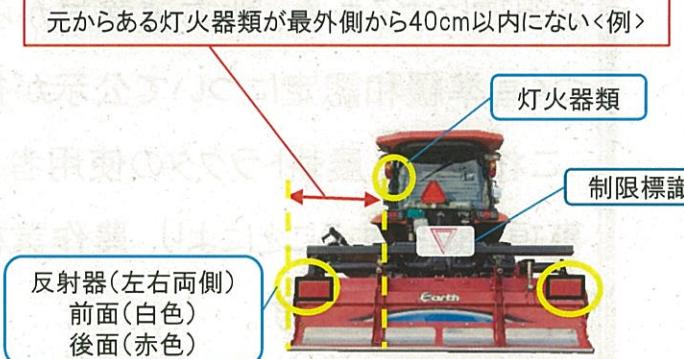
所定の位置に灯火器類を別途設置する必要※があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の農耕トラクタの場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯については取付義務がないので、作業機を装着した場合でも設置の必要はありません。



② 確認できる(見える)場合でも必要な対応

- ① 灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側(農作業機の端)から40cmを超える場合は、作業機の両端に反射器(前面白色、後面赤色)を設置する必要があります。
- ② 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識▽を後面の見やすい位置に表示する必要があります。



※道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取り付け位置は以下のように定められています。

前照灯(ヘッドライト)	:最外側から40cm以内(可能な限り)、高さは50cm(可能な限り)以上120cm(可能な限り)以下(夜間に前方50m先の障害物を確認できること)
車幅灯(ポジションランプ)	:最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下(夜間に前方300mから確認できること)
尾灯(テールランプ)	:最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下(夜間に後方300mから確認できること)
後部反射器	:最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下(夜間に後方150mから確認できること)
制動灯(ブレーキランプ)	:最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下(昼間に後方100mから確認できること)
後退灯(バックランプ)	:高さは地上25cm以上120cm(可能な限り)以下(昼間に後方100mから確認できること)
方向指示器(ウィンカー)	:最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下(昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること)

✓ チェックその2(車両幅の確認)

① 農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、車両の幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

○ 幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

機体左側に後写鏡(サイドミラー)を設置する必要があります。

※道路運送車両の保安基準により、以下のように定められています。
幅が1.7mを超える場合、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び左外側線付近を確認できること。



② 農耕トラクタ単体の大きさを含め、農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。
幅が2.5mを超えている場合には、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要です。

○ 幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市道:各市町村)から、特殊車両通行許可を得る必要があります(農道は許可を得る必要はありません)。
- ② 車両の最外側が分かるよう、外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります。
- ③ 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「▽ 全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

※道路運送車両法の保安基準により、車両の幅は2.5m以内と定められています。
道路法においても、車両の幅は2.5m以内と定められています。



✓ チェックその3(安定性の確認)

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性(傾斜角度)が変わるために、安定性の保安基準(30度又は35度)を満たせなくなる場合があります。その場合は、運行速度15km/h以下で走行しなければなりません。

○ 安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと作業機の組合せによる安定性の確認結果については、(一社)日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の走行制限はありません。

○ 安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「▽ 運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。



✓ チェックその4(免許の確認)

小型特殊・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)を満たす必要があります。このため、農作業機を装着することにより、この寸法を超える場合には、これまでどおり大型特殊免許が必要です。

なお、車検制度上ではこの寸法を超えてても大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。

